

定 款

ククレブ・アドバイザーズ株式会社

ククレブ・アドバイザーズ株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、ククレブ・アドバイザーズ株式会社と称し、英語では CCRéB Advisors Inc.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. I o T・A I を活用した C R E 営業支援ツールの企画・開発・販売
2. C R E アドバイザリー業務
3. 不動産の売買、賃貸、管理並びにこれらの仲介、代理及びコンサルタント業務
4. 不動産の投資、開発業務
5. 信託受益権の売買、仲介、代理、保有及び運用並びに処分並びにコンサルタント業務
6. 組合、匿名組合、投資事業有限責任組合等への出資
7. 組合、匿名組合、投資事業有限責任組合等に基づく出資の受入
8. 有価証券の取得、保有、運用、投資及び売買
9. 倉庫業、倉庫管理業、貨物利用運送事業及び貨物自動車運送事業
- 1 0. 再生可能エネルギーによる発電、電気の供給及び販売並びにコンサルタント業務
- 1 1. 再生可能エネルギー施設の開発及び建設、取得、保有及び保守管理並びにコンサルタント業務
- 1 2. 第二種金融商品取引業
- 1 3. 投資助言・代理業
- 1 4. 不動産投資顧問業
- 1 5. インターネットを利用した情報提供サービス業
- 1 6. イベント・セミナーの企画、立案および実施
- 1 7. 不動産ビジネスに関する人材紹介業
- 1 8. 子会社に対する経営指導・支援に関する業務
- 1 9. 前各号に付随する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社が発行することができる株式の総数は、1,385 万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式の数は、100 株とする。

(単元未満株式の権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

(株式取扱規程)

- 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

- 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年8月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主

の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数及び選任)

- 第 18 条 当会社の取締役は 9 名以内とする。
- 2 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
- 3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 20 条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長を 1 名置き、取締役会長 1 名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故または支障がある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序

に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

- 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議方法）

- 第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとする。

（取締役会規程）

- 第24条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役に対する報酬等）

- 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

（取締役の責任免除）

- 第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第28条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。

- 2 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第30条 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。

(監査役会の決議)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役に対する報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第8章 附則

(法令の準拠)

第1条 本定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。